

## 理容所・美容所を開設される方に

理・美容所を開設しようとする場合は、理容師法・美容師法の規定により、あらかじめ開設届を届け出て、その構造設備の確認を受けなければ、開設できません。

ついては、次の事項に注意して届出を行ってください。

なお、理・美容所関係には、次の組合があります。

広島県理容生活衛生同業組合 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 電話 082-296-1001

広島県美容業生活衛生同業組合 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 電話 082-296-2220

### 1 開設届

営業施設は「構造設備基準」に適合しなければなりません。

営業開始後は、「衛生上必要な措置基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

また、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の10日程度前までに届け出てください。

なお、補助業務従事者（通信教育中の者を含む。）の業務範囲は、清掃、タオル絞り、道具整理等であり、理・美容師免許を持たない者は、染毛、洗髪等を含めて客に接する業務には従事できません。

検査手数料 16,000円

#### 【添付書類】

診断書	従事する理・美容師全員のもの 「結核」及び「感染性の皮膚疾患*1」について、発行日が3ヶ月以内のもの
平面図	作業場、待合所 … 寸法を記載（内寸で記載） ※ 次のものを明示すること。 消毒設備、換気設備、手洗設備、洗い場、洗髪器、理・美容いす、スタンド式ドライヤー・セット台等の大型器具、ワゴン、キャビネット類、既消毒・未消毒器具入れ、汚物箱、毛髪箱
施設付近の見取図	施設の位置を明示したもの
有資格者を証する書類	◆管理理・美容師資格認定講習会修了証の写し（理・美容師が2名以上従事する場合） ◆従事する理・美容師全員の理・美容師免許証の写し ※ 各々免許証明書でも可。
住民票の写し（国籍等を記載したもの）	外国人による届出の場合
登記事項証明書	法人による届出の場合
申立書	施行条例第4条第2項を適用する場合 ※頭髪を扱わないため、洗髪用洗場を設けない場合等

※1 感染性の皮膚疾患には、伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹頭部白癬（シラクモ）、疥癬等があります。

### 2 各種届

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

○ **変更届**……申請書等に記載した事項を変更した場合、速やかに届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等による）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備 等

※ 開設者の変更、店舗の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規の開設扱いとなるので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

#### 【変更事項／添付書類】

営業者の氏名（結婚等）	戸籍抄本等を確認します。（確認後、返却します。）
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人が営業者の場合の法人の名称、事務所所在地、代表者氏名	登記事項証明書

管理理・美容師の氏名、住所 従事理・美容師の氏名、登録番号、その他の従業者の氏名 ※ 雇入だけではなく解雇の場合も届出必要。	(有資格者の雇入による変更の場合) ◆管理理・美容師資格認定講習会修了証の写し又は修了証明書 ◆理・美容師免許証の写し又は免許証明書の写し ◆診断書……………「1 開設届」の項参照。
構造設備	変更前後の平面図
従事理・美容師が結核、感染性の皮膚疾患その他指定の感染性疾患の有無	診断書(結核、皮膚疾患その他指定の感染性疾患に理・美容師が罹患した場合、又は当該疾病が治癒した場合)

○ 廃止届…営業を廃止した場合は、速やかに届け出ること。

**【添付書類】**

確認証(営業を廃止した場合)

○承継届……………譲渡、相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出ること。

**【添付書類】**

譲渡の場合	◆営業の譲渡が行われたことを証する書類 ◆登記事項証明書(届出者が法人となる場合) ◆住民票の写し(届出者が外国人となる場合) ◆承継に係る申立書
相続の場合	◆戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ※ 相続人のすべてがわかるもの ◆相続人全員の同意書 ※ 相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	登記事項証明書

### 3 その他(理・美容師免許関係)

理・美容師免許及び管理理・美容師資格認定講習会修了証に関する新規申請、再交付、訂正等並びに理・美容師名簿の登録関係事務は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターが行っています。問合せ・相談は、こちらへお願いします。

(本部)

〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚 01 (8F)

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 免許登録担当係

電話 (03) 5579-6878

ホームページ <http://www.rbc.or.jp/>

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号  
三原市 生活環境部 生活環境課 市民生活係  
TEL (0848) 67-6179 FAX (0848) 64-4103